

1か月児健康診査に係る費用の助成について

令和6年4月から1か月児健康診査の費用について助成を実施することになりました。

乳児の発育・発達を把握し、病気などの早期発見や早期治療につながる大切な健診ですので、受診をお勧めいたします。

<鹿児島県内及び都城市内で受診>

1か月児健康診査票を利用して受診。4,000円を超過した場合は自己負担となります。

<県外（都城市を除く）及び鹿児島中央助産院で受診>

償還払いで対応

【受診方法】

- ① 1か月児健康診査票を医療機関等に提出し、1か月児健康診査を受ける。
- ② 健診票に健診結果を記入してもらい、医療機関等の証明印を押印してもらう。
- ③ 1か月児健康診査費用を全額支払い、健診項目と金額のわかる医療機関等の発行する領収書と明細書を受け取る。

【申請方法】 電子又は窓口申請（詳しい内容はホームページをご確認ください）

必要書類

- ① 妊産婦健康診査等受診費償還払い申請書兼請求書
- ② 母子健康手帳の写し：出生届出済証明書1ページ目、1か月児健康診査 21 又は23ページ目
- ③ 振込口座の通帳（保護者名義）の写し及び印鑑（朱肉を使用する印鑑のみ可）
- ④ 1か月児健康診査の領収書及び診療明細書
- ⑤ 1か月児健康診査票

【支払方法】 口座振込

【申請窓口】 鹿屋市保健相談センター（鹿屋市北田町11-6）

【申請期限】 1か月児健康診査を受診した日の翌日から6か月以内

【助成額】 4,000円（助成上限額）と自己負担額を比較して少ない方の金額

問合せ先

〒893-0007

鹿屋市北田町11番6号

鹿屋市健康増進課（鹿屋市保健相談センター）

電話 0994-41-2110